参　考　資　料

令和 6 年 7 月 10 日
調査及び立法考査局
政治議会調査室・課

イギリスの議会概要

1　政治体制

国王を元首とする立憲君主制を採る。国王は、形式的には、首相の任命、議会の召集、法律案の裁可、条約の締結、戦争の宣言、講和の締結、軍の統率、主要文官・武官の任命等の権限（国王大権）を有するが、国王大権は、慣習により、首相及び大臣の助言に基づき行使される。現国王は、2022 年に即位したチャールズ 3 世（Charles III）である。

政府の存在が議会の信任に依拠する議院内閣制を採る。政府に対する不信任決議権は庶民院（House of Commons. 以下「下院」という。）のみが有する。政府は、首相、上級大臣（以上、内閣の構成員）、下級大臣（担当大臣（副大臣）、政務官（政務次官））、政府院内幹事、法務官など 120 人前後から成る。これらの政府構成員は、全て議員でなければならない。首相は、総選挙後の第 1 党の党首を国王が任命する例となっている。なお、下院議員及び貴族院（House of Lords. 以下「上院」という。）議員は、自分の所属する議院でしか発言が許されないため、ある省の大臣が下院議員である場合には、上院での答弁や説明は、上院議員であるその省の下級大臣等が行うことになる。現在の政権は、2024 年 7 月 5 日に発足したキア・スターマー（Keir Starmer）首相率いる労働党政権である。

2　議会の構成

(1) 定数及び任期

＜下院＞　定数 650 人。任期は 5 年で、解散がある。2022 年議会解散及び召集法により、実質的に首相の判断による解散が可能となっている。なお、かつては 2011 年議会期固定法により解散が行われる場合が制限されていたが、同法は 2022 年議会解散及び召集法によって廃止された。

＜上院＞　上院議員に定数はなく、2024 年 7 月 10 日現在の議員数は、774 人（請暇中の議員等を除く。）。任期は、終身である（ただし、聖職貴族及び世襲貴族のうち役職指定による者は、その在任期間が任期）。解散はない。

(2) 選挙制度

＜下院＞　小選挙区制。選挙権及び被選挙権は、18 歳以上の、イギリス国民並びにイギリスに居住する英連邦諸国民及びアイルランド共和国民が有する。直近の総選挙は、2024 年 7 月 4 日に実施された。

＜上院＞　非公選（一部の世襲貴族、聖職貴族、一代貴族（一代限りの貴族として授爵された貴族））である。

(3) 会派

2024 年 7 月 10 日現在の会派別議席数は、表のとおりである。

表　会派別議席数（2024 年 7 月 10 日現在）

下院	議席数	上院	議席数
労働党	411	保守党	274
保守党	121	クロスベンチ（無党派グループ）	178
自由民主党	72	労働党	168
スコットランド国民党	9	自由民主党	79
民主統一党	5	聖職者	25
リフォーム UK	5	その他（諸派、無所属等）	50
その他（諸派、無所属等）	27		
合計	650	合計	774

（出典）“State of the Parties.” UK Parliament Website <https://members.parliament.uk/parties/commons>; “Lords membership.” *ibid*. <https://members.parliament.uk/parties/lords> を基に作成。

３　会期制度

会期制を採る。通常は 5 月頃に召集され、翌年の同じ頃まで続く。夏期休会のほか、クリスマスや復活祭（3 月下旬～4 月中旬の 2 週間）、聖霊降臨祭（5 月下旬又は 6 月初旬の 1 週間）等の前後に休会となる例である。会期終了時点で審議が終了していない議案は、原則として会期の終了とともに廃案となるが、一定の法案は継続審議の手続を採ることができる。

４　議院運営機関

両院とも、議長は議員の中から選挙され、下院議長は党籍を離脱し、上院議長は党派的行動を慎むことが期待されている。下院には 3 人の副議長が、上院には 20～25 人の副議長が置かれる。

院内幹事は、党ごとに 1 人以上任命され、審議日程等について他党の院内幹事と交渉するほか、幹部議員と一般議員の意思疎通の確保等を行う。与野党の院内幹事長は、非公式協議により議事日程を決定する。与党の下院院内幹事長は閣僚であることが多い。与党の院内総務は、各議院の議員の中から首相によって任命され､院内幹事とともに審議日程等の調整を行うほか、議院の運営について指導的役割を果たす。

下院委員会及び上院委員会は、各議院の管理及び運営に関する意思決定機関である。下院委員会（11 人）は、下院議長を長とし、与党院内総務、野党第 1 党党首が指名する議員 1 人、その他の下院議員 4 人等で構成される。上院委員会（12 人）は、上院議長を長とし、主要政党及びクロスベンチ（無党派グループ）の代表等で構成される。

現在の下院議長は、リンジー・ホイル（Lindsay Hoyle）議長、上院議長は、マクフォール卿（Lord McFall）である。

５　立法過程

(1) 法律案の提出

法律案には、政府提出法律案と議員提出法律案がある。政府提出法律案は、形式的には大臣が議員としての資格でその所属議院に提出するものであるが、議事手続上も統計上も政府が提

出した法律案として取り扱われている。議員提出法律案は、政府構成員以外の議員がその所属議院に提出するものであり、1 人でも法律案を提出することができる。

(2) 法律案の審議

法律案の審議は、本会議の審議を中心とする 3 読会制を採る。

＜下院＞

①第 1 読会：本会議において法律案の題名が朗読されるのみであり、審議は行われない。

②第 2 読会：本会議において法律案の基本方針が審議される。会期終了時点で審議が終了していない法律案、審議の後の表決で否決された法律案は廃案となる。なお、反対のない法律案については、本会議ではなく第 2 読会委員会を設置し、そこで法律案の基本方針を審査することもある。この場合、同委員会による報告後、本会議では討論なしの表決が行われる。

③委員会審査：通常は、公法律案委員会（法律案の付託ごとに委員が選任される委員会）に法律案が付託され逐条審査が行われる。議論の余地がない、可決を急ぐ、憲法上重要な法律案等の場合には、全議員が委員となる全院委員会に付託される。法律案の中には、まれに特別委員会に付託されるものもある。審査した法律案について本会議に報告した後、当該法律案の公法律案委員会は消滅する。

④報告段階：委員会報告を受け、本会議において法律案の審議を行う。なお、全院委員会に付託され、審査の結果修正が行われなかった法律案については、報告段階は省略される。

⑤第 3 読会：本会議において開かれ、法律案についての最終の審議を行う。単なる字句以外の法律案の修正は認められず、賛否についてのみ討論及び表決を行う。

＜上院＞

上院の立法手続は下院とほぼ同様であるが、全院委員会や大委員会（主に議論の余地が少ない法律案の場合に付託される。全院委員会と同様全議員を構成員とする。法律案の修正には全会一致を要する。）で委員会審査を行うことが通常である点、第 3 読会での字句以外の修正が可能である点等が異なる。

(3) 両院関係

両院の意思が対立した場合の調整の仕組みは特に設けられていない。先議の院を通過した法律案が後議の院で修正された場合、先議の院に回付される。そのため、当該法律案は同一会期中、両院の意思が一致するまで両院間を往復する可能性がある。

ただし、下院先議の法律案（政治的に争いのある法律案は通常下院先議）の審議においては下院が優越し、下院が可決したものは、上院が否決し、又は下院の意思に反する修正をした場合であっても、2 会期連続して下院が可決し、下院の 1 会期目の第 2 読会の日から翌会期の第 3 読会の日まで 1 年以上経過していれば、上院の同意を得ずに国王の裁可を求めることができる。また、金銭法律案（必ず下院先議）は、上院が送付を受けてから 1 か月以内に可決しない場合には、上院の同意を得ずに国王の裁可を求めることができる。

与党の総選挙公約に掲げられた政策の実現を図る政府提出法律案については、上院では否決

や抜本的修正をしないという「ソールズベリー慣習」がある。

（4）国王の裁可

両院を通過した法律案は、国王の裁可により法律となる。

参考文献

・濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報―ISSUE BRIEF』1056 号, 2019.5.28. <https://dl.ndl.go.jp/pid/11286064/1/1>
・上綱秀治「【イギリス】2022 年議会解散及び召集法の制定」『外国の立法』No.292-1, 2022.7, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/pid/12302071/1/1>
・UK Parliament website <https://www.parliament.uk/>

英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

令和6年（2024年）7月
外務省欧州局西欧課

人口：6,843万人（IMF2023年）（日本の約半分）
面積：24.3万㎢（本土、日本の約0.6倍）
GDP：3兆1000億ドル（一人当たり40,246ドル）
（IMF2022年、一人当たりは2020年）
成長率：4.3% **物価上昇率**：7.3%（IMF2023年）
失業率：4.0%（IMF2023年）
政体：立憲君主制
議会：二院制、下院（650名）任期5年/上院（786名・定員無）終身
在留邦人：64,970人（外務省2023年）
進出日系企業拠点数：927拠点（外務省2023年）
EU：非加盟（2020年に離脱協定が発効）/**NATO**：加盟（1949年）

英国の重要性

①大きな国際的影響力

- 国連安保理の常任理事国。G7・G20メンバー。NATOの主要メンバー。
- 世界的オピニオン・リーダー：世界的メディア（BBC、Financial Times等）、シンクタンク（チャタムハウス、国際戦略研究所（IISS）等）が存在。
- ロンドンは世界屈指の金融機能、法律・会計インフラを有する。
- コモンウェルス（英連邦）56か国加盟国による連携。
- オックスフォード、ケンブリッジ等のトップクラスの研究機関を擁するアカデミアのリーダー。

②日本の安全保障及び経済上の戦略的パートナー

- 価値と原則を共有する日本と英国のパートナーシップはかつてなく緊密かつ強固。近年では、次期戦闘機共同開発（GCAP)や日英部隊間協力円滑化協定の締結等、安全保障分野において飛躍的な協力の進展が見られる。
- 2020年のEU離脱後は「グローバル・ブリテン」を掲げ、ルールに基づく国際秩序や自由貿易を推進。労働党政権下においても、WTO・CPTPP等を通じたルールの強化を重視。
- 英国における日系企業は約930社、約16万人の雇用を創出。欧州全体の事業の統括拠点、生産拠点、販売拠点、研究開発拠点も多い。

③米国の最重要同盟国の一つ

- 米英関係は「特別な関係」とされ、英国は米国にとり伝統的に最重要同盟国の一つ。米英両国はウクライナに加えて、イラク、リビア、シリア等における情勢への対処において緊密に連携。インド太平洋では、AUKUSや自由で開かれたインド太平洋の実現に向けても連携。

皇室・王室交流
天皇陛下は英国オックスフォード大学にて御修学。2015年2月、ウィリアム皇太子殿下（当時：王子殿下）、2019年10月、アン王女殿下が御訪日。同月、チャールズ皇太子殿下（当時）が御訪日（即位礼正殿の儀）。2022年9月、天皇皇后両陛下がエリザベス二世女王陛下の国葬に御参列し、2023年5月、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がチャールズ3世国王陛下の戴冠式に御参列。2024年6月、天皇皇后両陛下が国賓御訪問。

薩長の留学生、近代日本の国づくりに貢献
幕末期に薩長両藩から英国に藩士が派遣され、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンなどに留学、後の近代日本の基礎を築いた。伊藤博文（初代総理大臣）、井上馨（初代外務大臣）らは「長州ファイブ」として知られる。

ジャパン・ハウス ロンドン
2018年に開館。展示スペース、ショップ、和食レストランを有し、日本の魅力、文化を洗練された形で発信。来館者数は190万人を突破。

最近の英国情勢

※　肩書・敬称は全て当時のもの。

政治

■14年ぶりに労働党が政権獲得。スターマー首相による5つの公約に基づく政権運営が始まる。

- 2024年7月の総選挙で、中道左派路線のスターマー党首の下、労働党が歴史的勝利。公約には「Change」と題し、①経済成長の加速、②クリーンエネルギー大国、③安全な街の回復、④機会への障壁の打破、⑤未来にふさわしいNHS（国民保健サービス）が掲げられた。
- 14年ぶりの労働党政権の安定的運営に当たっては、増税の実施に注目が集まる中、マニフェストを実現して、保守党政権からの変革と国民に裨益する政策をアピールできるかが鍵。
- 同総選挙では、右翼ポピュリスト政党の改革UK党が5議席ながらも初めて議席を獲得し躍進。欧州議会選挙での「極右」の伸長と併せて、今後の動向が注目される。

天皇皇后両陛下と
英国国王王妃両陛下
（2024年6月25日）
（於：ロンドン）

経済

■インフレは改善し、経済は景気後退から脱却。

- ウクライナ情勢を受けたエネルギー・食料品価格等の高騰により2022年10月に40年ぶりに2桁となる11.1%でピークに達したインフレ率（消費者物価指数、前年同月比）は、2024年5月に2.0%まで急激に低下。予算責任庁は、本年第二四半期までに2%目標を下回ると予測。
- EU離脱によるEU労働者の減少やコロナ・パンデミックを受けた早期退職・長期疾患の増加等による労働者不足が深刻化していたが、足元では失業率が上昇し求人数が減少し、労働者不足はやや緩和され、実質賃金が増加。ただし、医療・交通・教育等の一部部門でストは継続。
- 経済は2023年下半期に緩やかな景気後退に入ったが、2024年の初めに脱却。予算責任庁は2024年に0.8%、2025年に1.9%の成長を予測。
- 労働党新政権は、国富基金の設立を通じた産業投資、公営エネルギー会社の設立を通じたクリーンエネルギーの推進、新規住宅建設や、旅客鉄道サービスの再国有化等を掲げる。また、AIについては拘束力のある規制を導入を掲げ、AIモデルの安全な開発と利用を確保する立場。

日英首脳ワーキング・ディナー
（2023年5月）（於：広島）

外交・安全保障

■労働党新政権における外交政策　≪対日政策含め多くの面で保守党政権からの継続性≫

- 米国との特別な関係は維持。EUとは外交・安全保障関係を一層発展させるため、野心的な英国・EU間の安全保障協定を模索。
- ウクライナに対する軍事的・財政的・外交的・政治的支援の堅持。侵略犯罪のための特別法廷を支持。凍結資産の活用に向け同志国と協力。
- 中東では、即時停戦、人質の即時解放、国際法順守、ガザへの支援の拡大に取り組む。二国間解決のためのパレスチナの国家承認を支持。
- インド太平洋は、今後数十年間の世界の繁栄と安全保障の基礎と認識の下、関与を強化。AUKUSに完全にコミットし、日本を始め地域の国との安全保障上のパートナーシップを深める。対中関係を監査し、長期的かつ戦略的アプローチ（協力・競争・挑戦の3つの柱）で管理。
- 経済では、インドや湾岸地域等、的を絞った新規FTAの締結。英国のサービス輸出の促進。WTOやCPTPPを通じ、貿易ルールを強化。
- 気候変動分野では、新たにクリーンパワー同盟を創設し、気候変動でリーダーシップを回復する。
- 国際開発政策を強化し、財政事情が許す時点で、開発関連支出を対GNI比0．7%へ回復を目指す。

日英外相会談
（2024年4月）
（於：イタリア・カプリ）

二国間関係

■かつてなく強固かつ緊密な日英協力の推進。

＜首脳会談等＞2023年1月（岸田総理訪英）、岸田総理がスナク首相と首脳会談を実施。同年5月（G7広島サミット）、岸田総理とスナク首相は「広島アコード」を発出。2024年6月、G7プーリア・サミットに際してスナク首相と懇談。同年7月、岸田総理とスターマー新首相が電話会談。
＜外相会談等＞2023年11月、上川外務大臣がキャメロン外相とで初の電話会談を実施。2024年2月（G20リオデジャネイロ（ブラジル））、同年4月（G7カプリ（イタリア））、上川外務大臣がキャメロン外相と外相会談を実施。

- 日英安全保障・防衛協力の進展
  - 日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を5回開催（2015年1月（英）、2016年1月（日）、2017年12月（英）、2021年2月（VTC）、2023年11月（日））。
  - 日英物品役務相互提供協定（ACSA）の発効（2017年8月）、日英部隊間協力円滑化協定（RAA）の発効（2023年10月）。
  - 英海軍の寄港や「瀬取り」監視（2018年～）、陸軍種共同訓練（2018年～）。英空母打撃群（クイーン・エリザベス）の日本寄港（2021年）、次期戦闘機の日英伊共同開発の発表（2022年12月）、GCAPの政府間機関の設立に関する条約（GIGO設立条約）の署名（2023年12月）。
- 日英経済関係：2021年1月、日英包括的経済連携協定（EPA）発効。2024年3月、英国議会でCPTPP議会法が成立し、同5月、英国はCPTPP加入書を寄託者に寄託。
- 貿易額について、日本は、輸出先として第17位、輸入元として第16位。（2023年英国国家統計局）
- 主要貿易品目［日→英］輸送用機器（35.3）、一般機械（18.7%）、再輸出品（12.3%）
  ［英→日］一般機械（23.6%）、輸送用機器（16.5%）、医薬品（15.2%）（2023年財務省貿易統計）

第5回日英外務・防衛
閣僚会合（「2＋2」）
（2023年11月）（於：東京）

令和6年（2024年）7月

英国の政体：国王を国家元首とする議院内閣制

国家元首

・首相の任命
・首相の助言に基づく他の閣僚等の任命

・首相・閣僚による助言（要請）
・首相による謁見

・15か国（英国を含む。）の英連邦王国の国家元首であり、56か国（英国を含む。）が加盟する英連邦の首長。
・軍の長、イングランド国教会の最高統治者、賞勲の源泉。

【権限（国王大権）】 ～国王は君臨すれども統治せず～
首相・閣僚の助言に基づく形式的・儀礼的な権限行使であり、国王は、憲法上、この助言に従うことを義務付けられる。

① チャールズ三世国王陛下

＊ ①～④：プロトコール上の順位

・議会の召集（開会）、閉会、下院解散
・両院通過後の法案の裁可
・国王演説
・上院議員の任命

政府

首相

・政府の長

② スターマー首相

【選出】
総選挙を通じて表明された、有権者の信任を得た下院の信任を最も得ることができる人物を国王が任命。
慣習により、下院議員が選ばれ、単独過半数の政党がある場合、その党首（現首相は労働党党首）。

【権限】
・解散、閣僚の任命・解任等に関し、国王に助言（要請）。
・内閣の構成員を決定。

大臣等

慣習により、上下両院議員のみが、閣僚等に就任できるが、大部分は、下院議員。

【英国憲法】
英国は、単一の成文憲法典を有しない。
よって、法律・国王大権・判例・慣習・国際法等が憲法秩序を構成する。

・政府の監視（質問権）

・下院の信任
・不信任動議
・信任動議

・法案提出
・説明責任

・下院総選挙

＜有権者＞
・英国民
・英連邦諸国民
・アイルランド国民
で、18歳以上の英国居住者

議会

上院（貴族院）

【定数】なし（上限なし）
【選挙】なし（非公選制）
【任期】なし（解散なし）

議長

・上院の長

④マクフォール上院議長

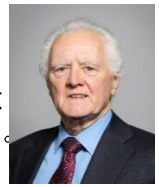

【選出】
全上院議員による秘密投票で、過半数を獲得した上院議員。
【任期】
5年（2期まで可能）

＜副議長＞：20名～25名程度
議長不在時の議事補佐のため、委員長等の中から指名、任期なし。

【下院の優越】
・予算
・予算関連（金銭）法案
・法案　・条約

下院（庶民院）

【定数】650名
【選挙】単純小選挙区制
【任期】最長5年（解散あり）

議長

・下院の長

③ ホイル下院議長

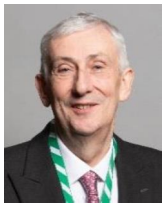

【選出】
全下院議員による秘密投票で、過半数を獲得した下院議員。
【任期】
議会期中（最長で5年、再選可能）

＜副議長＞：3名
【選出】
全下院議員による秘密投票
【任期】
議会期中（最長で5年、再選可能）

【解散・総選挙】
総選挙後の最初の議会召集日から起算して最長5年が任期（議会期）。
その間、首相はいつでも解散可能。
（参考）2022年3月、任期（議会期）を原則5年と定め、首相による議会解散要請を不可能とした「2011年議会期固定法」が廃止された。

【不信任・信任動議】
下院のみ議決可能で、出席議員の過半数で可決される。直近は、1979年3月28日、キャラハン内閣（労働党）に対する「不信任動議」が可決された例。
キャラハン首相は、女王に解散を要請したため、解散・総選挙が実施された。
その結果、労働党が敗北し、保守党へ政権交代が行われた。

英国議会概要

令和6年（2024年）7月
在英国日本国大使館

構成・概要

◆ 下院：定数650名（うち、与党（労働党）411議席）
　➢ 任期（議会期）は最長5年。
◆ 上院：定数なし・非公選（現在は780名。うち、労働党171議席）
　➢ 任期なし（原則として終身）
◆ 会期の長さは決まっていないが、2010年以降、1年程度であった例が多い。開会式で国王演説（重要法案・政策等の発表）が行われる。年間の実会期日数は約150日。各会期中、年7回程度の休会（夏季、クリスマス等）あり。

下院（650）

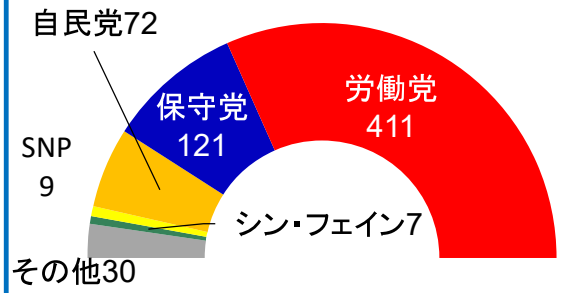

（注1）SNP：スコットランド国民党
（注2）その他（30）：
DUP（5）、改革UK党（5）、緑の党（4）、
プライド・カムリ（4）、SDLP（2）、アライアンス（1）、
UUP（1）、TUV（1）、議長（1）、無所属（6）

選挙制度

◆ 下院：小選挙区単純多数代表制。（前回選挙は2024年7月）
　➢ 選挙権及び被選挙権：　満18歳以上。
◆ 上院：非公選。一代貴族（任命制）、世襲貴族（世襲貴族内の互選）、聖職者（英国国教会幹部）で構成。

上院（780）

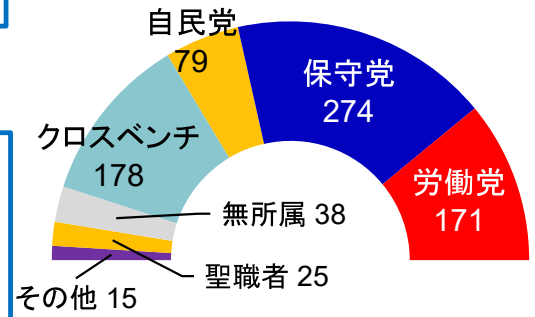

（注）その他（15）：
DUP（6）、UUP（2）、緑の党（2）、プライド・カムリ（2）、
議長（1）など

その他

◆ 下院の優越：財政関連（税制・予算）法案、条約、法案
◆ 両院の議決不一致：同一内容を可決するまで法案は両院を往復。
◆ 下院の解散、総選挙
　➢ 総選挙後の最初の議会召集日から起算して最長5年が任期（議会期）。その間、首相はいつでも解散可能。
　（参考）2022年3月、任期（議会期）を原則として5年と定め、首相による議会解散要請を制限した「2011年議会期固定法」が廃止された。